

# みやぎ税務会計事務所通信



《 2020 年 10 月 》



## 税務の話題

今年から変わります！  
「所得控除」と「年末調整」について

まもなく、この季節がやってきます。  
私たちにとっては、皆さまの決算や確定申告と並び、「あっ」という間の一年を感じる時期です。  
本紙でも、税制改正の特集等でご案内をしておりましたが、  
今年「所得控除」が大きく変わります。それにより、年末調整の書類が変わります。



令和1年までは38万円。  
令和2年からは48万円に！  
合計所得金額が2,400万円超から逡減されます。

ココが変わる！①  
基礎控除

年間の給与収入が162万5千円までは55万円。  
段階的に増額となり、850万円を超えた方は一律195万円（上限）。  
収入は、手取額ではなくお給与そのものの合計額です。

ココが変わる！②  
給与所得控除額

① 給与収入が850万超  
② 23歳未満の扶養親族がいるなど一定の方  
↓  
(給与等の収入金額(※) - 850万円) × 10%  
を給与所得から控除。  
(※) 1,000万円超は1,000万円

ココが変わる！③  
所得金額調整控除（新設）



増額された10万円は給与所得控除額から振り替えられたものです。

給与所得控除額の上限が減額されたことに伴う子育て世帯等への配慮から新設された控除です。

令和2年分より新しくなる書類です。  
原則として、年末調整対象の方は全員、ご提出が必要です。  
記載方法などは別途ご案内いたします。  
今年もご協力をよろしくお願いいたします。

顧問契約をいただいているお客さまについては、従業員の方を含めてオンライン(zoom)での説明会も計画中です。ご希望の方はお問い合わせください。

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 所得金額調整控除申告書

基・配・所

この箇所では基礎控除額を判定します

適用を受ける方はこの箇所への記載が必要です

区分	1	2	3	4	5
1	38万円	38万円	38万円	38万円	38万円
2	48万円	48万円	48万円	48万円	48万円
3	55万円	55万円	55万円	55万円	55万円
4	65万円	65万円	65万円	65万円	65万円
5	75万円	75万円	75万円	75万円	75万円
6	85万円	85万円	85万円	85万円	85万円
7	95万円	95万円	95万円	95万円	95万円
8	105万円	105万円	105万円	105万円	105万円
9	115万円	115万円	115万円	115万円	115万円
10	125万円	125万円	125万円	125万円	125万円
11	135万円	135万円	135万円	135万円	135万円
12	145万円	145万円	145万円	145万円	145万円
13	155万円	155万円	155万円	155万円	155万円
14	165万円	165万円	165万円	165万円	165万円
15	175万円	175万円	175万円	175万円	175万円
16	185万円	185万円	185万円	185万円	185万円
17	195万円	195万円	195万円	195万円	195万円
18	195万円	195万円	195万円	195万円	195万円
19	195万円	195万円	195万円	195万円	195万円
20	195万円	195万円	195万円	195万円	195万円